

ANA JCBカード会員特約(個人用)

第1条(名称) 本カードは、全日本空輸株式会社(以下、「当社」という。)と株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」という。)が提携して発行するものでANA JCBカード(以下、「本カード」という。)と称します。

第2条(会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB(以下、「両社」という。)が認めた個人を会員(以下、「会員」という。)とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条(年会費) 会員は、当社に対して当社が通知または公表する年会費をJCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用) 1.当社(本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。 3.当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、当社(当社のグループ・関係会社を含む。)が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条(ANAマイレージ移行) 1.会員は、JCBが実施するOki Dokiポイントプログラムのポイントを当社が実施するANAマイレージクラブのマイルへ移行すること(以下、「マイレージ移行」という。)ができます。 2.マイレージ移行のレートは、次の各号のいずれかとし、両社所定の方法で会員が指定するものとします。ただし、学生用カード、ゴールドカードおよびプレミアムカードが指定できるマイレージ移行のレートは、本項(1)のレート、ZEROカードは本項(2)のレートのみとします。なお、本項(1)または(2)のレートでの移行は、本カードで獲得したOki Dokiポイントに限り、他のJCBカードで獲得したOki Dokiポイントと合算しての移行はできません。(1)1 Oki Dokiポイント=10マイル (2)1 Oki Dokiポイント=5マイル 3.会員は、毎年4月1日~翌年3月31日の期間において第2項(1)のレートにてマイレージ移行を行った場合、マイレージ移行回数にかかわらず、初回のマイレージ移行を行った翌月の約定支払日に、JCBに対して移行手数料5,000円(税別/年割)を支払うものとします。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの移行手数料はお返ししません。また、第2項(2)のレートでのマイレージ移行ならびに学生用カード、ゴールドカードおよびプレミアムカードは移行手数料を免除するものとします。 4.マイレージ移行の方法は次の各号のいずれかとし、両社所定の方法で会員が指定するものとします。ただし、ZEROカードが指定できるマイレージ移行の方法は、本項(1)のコースのみとします。(1)マイル自動移行コース:会員が両社所定の手続きにてあらかじめ両社に登録することにより、毎月獲得されたポイントを自動的にマイレージ移行する方法 (2)マルチポイントコース:マイレージ移行を希望するつど、会員が両社所定の手続きにてマイレージ移行を申し込むことにより、申し込みごとにマイレージ移行する方法

第6条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.会員および入会を申し込まれた方(以下、あわせて「会員等」という。)は、当社が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下、「個人情報」という。)を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申し込み時および第7条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容(第8条において共有する情報) (2)宣伝物の送付等当社の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。) (3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。 3.会員等は、第1項(1)の個人情報を、本特約末尾に記載する当社のグループ会社がANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じ、利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する個人情報開示等のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)

第7条(届出事項の共有) 会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条(利用内容の共有) 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本人カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第9条(会員資格の喪失) 会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第10条(一般カードへの変更) 学生カードおよびZEROカードは、有効期限到来時に、審査のうえ一般カードに自動的に変更となります。なお、一般カードに変更後は、当社が通知または公表する一般カードの所定の年会費が適用となります。

<個人情報開示等の請求方法およびお問い合わせ>

当社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記宛に郵送により受付をしています。

ANAマイレージクラブ個人情報取扱い担当
〒141-8411 東京都ゲートシティ大崎郵便局私書箱20号

<グループ会社>

第6条第3項のグループ会社は次のとおりとなります。

- ・ANAセールス株式会社各社※
- ※ANAセールス株式会社・全日本空国際旅行社(中国)有限公司・ANA Sales Americas・ANA Sales Europe Ltd.・ANA Sales France S.A.S
- ・ANAホールディングス株式会社
- ・株式会社エアー・ジャパン
- ・ANAウイングス株式会社
- ・ANA X株式会社

(TK061805・20170403)

ANA JCBカード・Edyカード一体型特約

第1条(本特約) 本特約は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)と全日本空輸株式会社(以下「ANA」という。)とが提携して、JCBまたはJCBが指定するカード会社(以下「指定カード会社」といい、JCBおよび指定カード会社を併せて「カード会社」という。)が発行するANA JCBカードに、JCBの提供するEdy機能が付加されたカード(以下「本一体型カード」という。)の取り扱いについて定めるものです。

第2条(本一体型カードの利用の指定) 1.本一体型カードの会員(以下「会員」という。)は、カード会社の会員規約(以下「会員規約」という。)における加盟店かつ楽天Edyサービス利用約款における加盟店において本一体型カードを利用する場合、本一体型カード提示の際に、ショッピング利用または楽天Edyサービスの利用について指定するものとします。 2.前項の指定をしなかった場合に会員に生じる不利益、損害等について、カード会社は一切責任を負わないものとします。

第3条(本一体型カードの破棄の猶予) 1.会員は、会員区分の変更による新しい本一体型カードの発行、本一体型カードの有効期限経過または本一体型カードの退会の場合など、カード会社の会員規約、ANA JCBカード会員特約またはカード会社による指示等に基づいて保有する本一体型カードを破棄すべき場合においても、本一体型カードに未使用のEdyが記録されているときは、当該未使用のEdyを使い切るまでの間、当該本一体型カードを破棄しないことができるものとします。ただし、新たにEdyの発行を申し込み、当該本一体型カードにEdyを記録する

ことはできないものとします。 2.前項の規定にかかわらず、カード会社が本一体型カードの返還を求めた場合には、会員はただちに本一体型カードをカード会社に返還するものとします。

第4条(本一体型カードに記録されたEdyの非補償) 次のいずれかに該当する場合などカード会社が本一体型カードの返還を受け、または会員が本一体型カードを破棄した場合において、本一体型カードに記録されているEdyに関してはカード会社から一切補償されないことがあります。(1)前条第1項にかかわらず、会員が未使用のEdyを記録した状態でカード会社へ本一体型カードを返還または破棄したとき。(2)前条第2項に基づき、会員がカード会社へ本一体型カードを返還したとき。(3)会員規約またはANA JCBカード会員特約等に基づき、会員が本一体型カードの会員資格を喪失し、カード会社が本一体型カードの返還を受けたとき。(4)会員が暗証番号を変更するためにカード会社へ本一体型カードを返還したとき。(5)本一体型カードが紛失、盗難等により滅失したとき。

第5条(規定の適用、改定) 1.本特約の内容と会員規約およびANA JCBカード会員特約の内容が異なる場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。 2.本特約が変更され、変更内容を通知した後に会員が本一体型カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。

(TK061804・20120702)